

昭和五十四年二月十三日受領
答 弁 第 三 号

(質問の 三)

内閣衆質八七第三号

昭和五十四年二月十三日

内閣総理大臣 大 平 正 芳

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

衆議院議員栗林三郎君提出建設労働者、出稼労働者の職場の安全確保と雇用の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員栗林三郎君提出建設労働者、出稼労働者の職場の安全確保と雇用の改善に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十二年六月二十四日焼失した柳井建設の事業附属寄宿舎に係る建設業附属寄宿舎規程（昭和四十二年労働省令第二十七号）違反の具体的内容は次のとおりである。

- (一) 出入口が一箇所しか設けられていなかったこと（建設業附属寄宿舎規程第十条第一項）。
- (二) 警報設備が設けられていなかったこと（同規程第十一条）。
- (三) 廊下の幅が一・六メートル未満であったこと（同規程第十四条）。

また、労働基準監督機関が、この事故以前に当該寄宿舎に対して、点検、検査、行政指導等を行ったことはないが、大阪市消防局では、昭和四十九年末に当該施設に立入り調査し、数回

にわたって改善方を警告するとともに嚴重に指導したと聞いている。

二について

この事故による死亡者及び負傷者の姓名、生年月日、本籍及び続柄は、別表一のとおりである。

三について

被災労働者に対して給付された労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく諸給付等の内容並びに受給権者の氏名、続柄、生年月日及び住所は、別表二のとおりである。

四について

被災労働者に係る給付基礎日額は、火災により賃金台帳の大部分が焼失し、被災労働者に係る賃金総額が不明であつたため、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第八項及び昭和二十四年労働省告示第五号（労働基準法第十二条等の規定によつて算定し得ない場合の

平均賃金を定める告示）第二条の規定に基づき、一部残存していた賃金台帳及び事業主の記憶によつて賃金総額を推算し、算出したものである。

五について

山田修助について「六千二百円」とあるのが「六千円」であること、「西谷 渡」とあるのが「西吉 渡」であること、金 泰鑑について「十七日分」とあるのが「三日分」であること、小野安馬について「五千円 二十日分」のほか「残業八時間分」があること、「押岡 豊巳」とあるのが「押岡 豊巳」であること及び水野（身元不明）について「不明 不明」とあるのが「五千円 二日分」であることを除けば、質問主意書に記載されたとおりであると事業主から報告を受けているところである。

六から八までについて

被災労働者の就労した工事現場及びその元請業者、被災労働者別の稼動日数^か、被災者以外の

労働者の就労先の元請業者及び就労延人員、各被災者にかかわる求人、供給の具体的内容、柳井建設が財団法人西成労働福祉センターより募集した労働者の供給配置の状況及び稼^か動延人員の実態等の詳細については、事故により関係書類が焼失したため、不明であるが、労働者、事業主等の供述から就労したと思われる工事現場及びその元請業者は、別表三のとおりである。

なお、工事現場への往復には、当該寄宿舎から近距離にある現場については柳井建設所有のマイクロバスを使用し、遠距離にある現場については元請業者の提供した他の寄宿舎に宿泊させていたと聞いている。

また、財団法人西成労働福祉センターが柳井建設に対して紹介した労働者数は、昭和五十二年五月については三百三人であるほかは質問主意書に記載された数のとおりである。

九について

(一) 本件火災事故の発生にかんがみ、労働基準監督機関においては、昭和五十二年九月から十

月にかけて全国の二千九百九十五の建設業附属寄宿舎についていつせい監督を実施したところであるが、このうち二千二十六の寄宿舎について労働基準法その他関係法令に違反する事実が認められたので、その是正につき厳正に措置するとともに、十七の建設業附属寄宿舎について使用停止措置を講じたところである。

- (二) 建設労働者の雇用の改善については、昭和五十一年に施行された建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）を中心に、各種の施策を展開しているところであるが、特に、雇用管理責任者の選任等については、毎月定期的に建設事業主を対象としたヒアリングを実施し、履行の徹底を促すとともに、毎年十一月を「建設雇用改善推進月間」として設定し、その月間に広報活動をはじめ種々の行事を集中的に実施し、建設労働者の雇用の改善に対する気運の醸成に努めており、逐次その成果があらわれているところである。

また、建設労働者の能力の開発向上や福祉の増進を目的とした建設雇用改善助成金につい

ても、その活用が進んでおり、今後とも、この助成制度の一層の充実を図ることにより、作業員宿舎の整備等建設労働者の福祉の増進に努めていく考えである。

右答弁する。

別表一

被災労働者	生年月日	本籍	続柄
村田 健一(死亡)	昭和二一、七、二八	愛媛県八幡浜市大字大平耕地八〇四	長男
杉田 幸男(死亡)	昭和一五、二、三	熊本県天草郡大矢野町大字中三、八一八	長男
矢川 宏(死亡)	昭和 三、一〇、五	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅五七九	次男
宍戸 勤(死亡)	昭和 六、六、二〇	鳥取県倉吉市上古川一六〇一	長男
金 泰 鑑(死亡)	昭和 三、一二、一〇	朝鮮啓北盈徳郡牛山面景計里	不明
山田 修 助(死亡)	昭和一九、八、二五	京都府福知山市字長田二、六八八	次男
押岡 豊 己(死亡)	昭和 四、一、一八	高知県吾川郡吾川村田村一八三	長男
梶谷 哲 康(死亡)	昭和 五、四、九	大阪府大阪市淀川区新北野三丁目五〇一―一八	次男
西 吉 渡(死亡)	昭和 九、四、一九	香川県綾歌郡岡田村大字岡田東一五〇四	不明

松田 勲(死亡)	昭和一一、六、三〇	大阪府大阪市浪速区浪速町西四丁目一三	三男
小野安馬(死亡)	昭和一一、五、一〇	大分県下毛郡本耶馬溪町大字東谷四二三五	四男
水野(身元不明)(死亡)	不明	不明	不明
玉垣三夫(負傷)	昭和二八、一二、二四	不詳	不詳
河野弘正(負傷)	昭和五、一〇、一一	不詳	不詳
河野アヤメ(負傷)	昭和九、一一、一八	不詳	不詳

別表二

被災労働者	諸給付等の内容			受給権者の氏名	受給権者の続柄	受給権者の生年月日	受給権者の住所
村田 健一 (死亡)	遺族補償給付(年金) 七四九、八九二円	葬祭料 三五二、二〇〇円	遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円	村田 琴美	実母	大正 一四、三、三〇	愛媛県八幡浜市大字大平七八五
杉田 幸男 (死亡)	遺族特別年金 一〇、六〇三円	遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円	遺族特別年金 一一、二四二円	杉田 ミヨ子	妻	昭和 一四、二、二三	熊本県熊本市白山一丁目五―七
	葬祭料 三〇九、六〇〇円	遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円	遺族特別年金 一一、二四二円	杉田 良美	長女	昭和 四四、一〇、一一	右に同じ
	遺族補償給付(年金) 一、〇五四、七〇四円	遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円	遺族特別年金 一一、二四二円	杉田 綾	次女	昭和 四七、一〇、一六	右に同じ
矢川 宏 (死亡)	遺族補償給付(年金) 八二一、二五〇円	葬祭料 二八五、〇〇〇円	遺族特別年金 一一、二四二円	矢川 タネイ	妻	大正 一四、五、一九	和歌山県有田郡湯浅町北かじや町 五七九

山田 (死亡) 修助		金 (死亡) 泰鑑		宍戸 (死亡) 勤		
遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円		遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円		遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円		遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円
遺族特別支給金 三三三、八〇〇円		遺族特別支給金 五、一〇〇、〇〇〇円		遺族特別支給金 二八五、〇〇〇円		遺族特別支給金 五、一〇〇円
葬祭料 五、五八〇、〇〇〇円		葬祭料 二九八、五〇〇円		葬祭料 八二一、二五〇円		
遺族補償給付(一時金) 五、五八〇、〇〇〇円		遺族補償給付(年金) 九〇三、三七五円		遺族補償給付(年金) 八二一、二五〇円		
山田 圭助		金 義次		宍戸 信枝		矢川 貴志
弟		次男		実母		長男
山田 祐助		金 友子		宍戸 鶴寿		
兄		妻		実父		
昭和三、二、二三		昭和三、五、一九		明治三、九、八、二一		昭和四、二
昭和三、二、二三		昭和三、五、一九		明治三、九、八、二一		昭和四、二
兵庫県西宮市仁川町二丁目 一―二一		右に同じ		右に同じ		右に同じ
京都府福知山市字長田二、六八八		大阪府富田林市大字北大伴 三一六―二三―二六		鳥取県倉吉市上古川一六〇―一		

西吉 (死亡) 渡	梶谷 (死亡) 哲康	押岡 (死亡) 豊己	
葬祭料 二八五、〇〇〇円 遺族補償給付(一時金) 四、五〇〇、〇〇〇円	遺族特別一時金 五五、〇〇〇円 遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円 葬祭料 三二四、〇〇〇円 遺族補償給付(一時金) 五、四〇〇、〇〇〇円	遺族特別一時金 二八、〇〇〇円 遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円 葬祭料 二八五、〇〇〇円 遺族補償給付(一時金) 四、五〇〇、〇〇〇円	遺族特別一時金 五五、〇〇〇円
西内ミヨ子	柳原八重子	梶谷シズエ	押岡 小浪
姉	妹	妻	実母
昭和 四、 八、 一	昭和 一七、 六、 二六	昭和 一三、 二、 二〇	明治 四三、 三、 一四
香川県綾歌郡綾歌町岡田下三五七	香川県丸亀市飯野町東二甲 八五五二―二	京都府京都市山科区小山神無森町 二三―二	高知県吾川郡吾川村田村一八三
長野県南安曇郡安曇村奥上高地横 尾山荘			

(水元不明野) (死亡)	小野 (安馬死亡)					松田 (勲死亡)				
	未支給	遺族補償給付(一時金) 四、五〇〇、〇〇〇円 葬祭料 二八五、〇〇〇円 遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円 遺族特別一時金 二八、〇〇〇円					遺族補償給付(一時金) 五、四〇〇、〇〇〇円 葬祭料 三二四、〇〇〇円 遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円 遺族特別一時金 二八、〇〇〇円		遺族特別支給金 一、五〇〇、〇〇〇円 遺族特別一時金 五五、〇〇〇円	
不明	江淵トキエ	小堀イヨ子	小袋 保子	深見 武生	小野 輝夫	小野 保雄	松田 幸子	松田相之助	豊島 綾子	平井 信子
不明	妹	妹	姉	兄	兄	兄	実母	実父	姉	妹
不明	昭和八、一、二	昭和四、三、一	昭和五、九、一	昭和五、二、二六	昭和四、二、二〇	昭和八、三、二〇	明治四三、三、三〇	明治四〇、一、一六	不明	昭和一九、一〇、三
不明	大分県中津市大字島田本町二〇七	兵庫県神戸市葺合区生田町一―三九	大分県下毛郡三光村大字小袋一五〇	福岡県鞍手郡宮田町大字磯光一、三〇五	大分県下毛郡本耶馬溪町東谷引水	大分県下毛郡本耶馬溪町東谷引水四、三一九	右に同じ	大阪府東大阪市長瀬一―一四	不明	大阪府大阪市生野区小路東四丁目五―八

河野 アヤメ (負傷)	河野 弘正 (負傷)	玉垣 三夫 (負傷)
休業補償給付 二三、一一〇円	休業補償給付 二三、一一〇円	休業補償給付 一、二八九、五二〇円 障害補償給付(一時金) 七七六、一〇〇円
河野 アヤメ	河野 弘正	玉垣 三夫
本人	本人	本人
昭和 九、一一、一八	昭和 五、一〇、一九	昭和 二八、一二、二四
右に同じ	大阪府大阪市大正区東三軒家 五丁目三―二七 柳井建設内	大阪府大阪市淀川区西中島 二―一三―二一〇四号 西村方

別表三

工 事 現 場	元 請 業 者
岩国分譲個人住宅地造成工事 摂津市北大阪流通センター内大阪倉庫 大正橋付近下水ヒューム管管入工事 此花区西九条下水工事 深江北二丁目地内下水管補修工事	坂口建設 西濃組
阪道裏面摂津線配管敷設工事 街路築造排水管敷設工事 北村電線工場新築鉄骨工事 大野製作所第二工場新築鉄骨工事	藤原工務店
東舞鶴日本板ガラス 四日市近鉄百貨店改増築工事	錢高組 奥村組
枚方积尊寺住宅公団道路舗装工事 枚方积尊寺住宅公団団地内清掃整地掘削ブロック据付工事 枚方积尊寺住宅公団団地内特殊側溝大型ゴミ置場工事 枚方积尊寺住宅公団団地内石積工事	佐藤道路
樟蔭短大増築工事 まゆみ小学校新築工事	大林組

枚方市団地造成工事	西部排水区中瓦
佐藤工業	西田工業